

## 令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第6回）議事録

- 1 日 時 令和4年11月8日（火曜日）18：30～20：35
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，秋山委員，奥田委員，小野委員，小幡委員，鹿野委員，加納委員，熊谷委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（秀）委員，寺田委員，中嶋委員，三浦委員，山下委員  
阿部（勇）臨時委員，伊藤臨時委員，片桐臨時委員，鎌田臨時委員，子吉臨時委員  
成田臨時委員，早坂臨時委員，細川臨時委員  
※欠席：菅野委員，熊井委員，西尾委員，支倉委員  
阿部（昌）臨時委員  
[事務局]小幡障害企画課長，鈴木指導担当課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（代理），大類精神保健福祉総合センター主幹（代理），蔦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西障害企画係長，前田社会参加係長，野呂障害保健係主査，田所主任，大谷主事，五戸主事，篠木主事，成田主事，横尾主事  
ほか傍聴者2名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）委員挨拶

#### （3）会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

日々，寒くなってまいりました。何か今日は月食ですか，あるということでございます。

さて，ここで議論してまいりました解消条例の改定につきまして，議論も大分煮詰まってきたところであります。しかしながら，皆さん，こういった場に慣れていなかったり，それから，あっ，そういえばこういうことを言うのを忘れていたとか，これとこれどうなんだろうなんていうことも，資料が送られてくるたびに読み込んでいると思い出したり，それから聞いてみたいなと思うことがあると思います。でも，もう既に終わっているから言いづらいなということがあっても，この場では遠慮なくお

話をいただければと思っております。

今日も全員の方にご発言いただきますよう進行を進めてまいりたいと思いますが、みんなでいい条例改定だなというふうに見えるように、そして、市民の方一人一人にその思いが届くように、一生懸命皆様とともにつくってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしくお願いいたしません。

#### （４）議事録署名人指名等

##### （１）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

##### （２）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より寺田委員の指名があり、承諾を得た。

#### （５）議事

##### 協議事項

- （１）前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について
- （２）条例の見直しのあり方（中間素案）について
- （３）シンポジウムの開催について
- （４）ココロン・カフェの実施について

##### 協議事項

##### （１）前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について

会長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、次第5の議事に入りたいと思います。

なお、今回も19時20分頃になりましたら10分程度休憩を取りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

協議事項（１）前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） それでは、協議事項（１）前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案につきましてご説明いたします。

まず、資料1「前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案に

ついて」をご覧ください。

10月の協議会では、これまでの議論を整理しまして、論点ごとに事務局としてまとめたものお示しした上で、委員の皆様からご意見をいただいたところです。今回、皆様からのご意見を踏まえまして、再度整理した事務局案をお示しいたします。また、前回検討中としていた論点につきましても、事務局案として一定の整理を行いましたので、併せてご説明いたします。

資料の記載方法は、条例の条文案のうち、前回の事務局案からの修正点について、二重山形括弧書きで前後を挟んでいるところがございます。

また、資料の2をご覧ください。資料の2「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例事務局検討案（新旧対照表）」につきましても、新たな事務局案に対応した内容で新旧の条文を比較できるよう整理しております。こちらは、現行の条文からの修正点について二重山形括弧書きとしております。

なお、前回もご説明いたしましたが、今回お示しする条文案につきましても、条例として適切な表現となっているのか、庁内の法制審査の担当と協議する必要がございます。その結果、表現に修正が入る場合もございますので、あらかじめご了承ください。

では、改めて資料1のほうの2ページをご覧ください。

前回検討中としていたもののうち、論点1「財政上の措置について」でございます。

委員の皆様からは、事業者の合理的配慮の義務化に伴って、助成金等の財政支援を行う予算確保のため、条例に財政上の措置の文言を盛り込み市の責務を明確にすべき、そういったご意見をいただいたところがございます。

これにつきましては、現行の第4条の（市の責務）の中で、「障害を理由とする差別の解消の関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」という規定がなされておりますことから、施策を行うために当然に予算の確保も含まれるものと考えております。そのため、財政上の措置に関しましては条文の追加はしないということで整理させていただいたところがございます。

資料は4ページにお進みいただいて、次は論点2「障害理解に関する教育について」でございます。

これは障害理解を進めるためには、子どもの頃からの教育が重要であるということにつきまして、委員の皆様、それからヒアリングをした際の関係団体の方からもご意見をいただいたところございました。そのため、教育の推進について、第3章第1節に新たな条文として新設するものがございます。

なお、ここでいう「児童」という表記につきましては、小学生という意味でのいわゆる児童のことではなくて、児童福祉法などで使われる18歳未満の者という意味で使用したいというふうに考えてございます。

6ページにお進みいただきまして、ここからは、前回の協議会での議論を踏まえ

まして、再度整理した事務局案のご説明となります。

まず、論点の3「事業者の合理的配慮の提供の義務化について」でございます。

この論点につきましては、整理するポイントが2点ございます。

1つ目のポイントは、事業者の合理的配慮を義務化したことに伴う条文の整理・統合というところでございます。前回、お示した事務局案では、第9条第1項の事業者の合理的配慮について、「合理的配慮をしなければならない」というふうに修正したところですが。その結果、第8条の市の合理的配慮の条文との違いがなくなってまいりまして、そうしましたことから、第8条と第9条を統合したというところでございます。具体的には、第8条第1項及び第2項の冒頭で、「市は」というふうになっているところを「市及び事業者は」というふうに修正しまして、その分、第9条を削除するというようなことといたします。

2つ目のポイントとしましては、障害者からの意思の表明というところでございます。前回の協議会で委員の皆様から、意思の表明が困難な障害当事者もいるため、そのような方々の思いを組み込めるよう、家族であるとか関係者、支援者のサポートを受けながらの意思の表明も含むべきということでご意見をいただいたところです。そのため、意思の表明に関し、括弧書きとして「障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む」という文言を追加したところでございます。

8ページにお進みいただきまして、論点の4「災害時における支援体制等について」でございます。

前回の協議会で委員の皆様から、身体の保護を意味する「安全」だけではなくて、心の平穏を意味する「安心」というところも加えてほしいと、こういう意見をいただいたところでございます。そうしたことから、第3条第7項に「安心」という文言を追加したというところでございます。

9ページにお進みいただきまして、論点の5「差別相談調整委員会の運用について」でございます。

前回お示した事務局案では、第19条第2項につきまして、第1項の事案解決のために必要な助言またはあっせんを行うことに関して、その「審議のために」必要な調査を行うことができるというふうに表現してございました。ただ、前回の協議会で委員の皆様から、現行どおり「前項の規定による助言またはあっせんを行うために」とするのが適切だというご意見をいただきましたので、事務局としましては、現行条例に規定する「助言またはあっせんを行うため」の調査に加えて、「助言またはあっせんの実施可否の判断」というところも調査が必要になったと考えまして、修正案として、「規定による助言またはあっせんのため」とお示したところでございます。

10ページにお進みいただきまして、論点6「前回の協議会でお示した事務局検討案のままとして検討したもの」でございます。

まず、(1)の意思疎通の支援の充実についてでございます。

前回の協議会では、意思疎通の手段の選択について、一般市民には具体例がない

と分からないというご意見をいただいたというところと、それから、一方で具体例を盛り込むと、意思疎通の手段だけではなく、情報取得、利用の手段についても具体例を盛り込む必要があるため、事務局案がいいのではないかというようなご意見もいただいております。

事務局といたしましては、意思疎通の手段については、障害の種類であるとか、程度に応じた手段を選択できるようにすることが必要であって、具体については施策の中で検討すべきものと考えまして、前回お示しした検討案のままとさせていただいたところでございます。

次に、11 ページに進みまして、(2)の『女性』の表記についてでございます。

前回の協議会では、「女性」という限定的な表現があると、条例前文の「一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い」という理念に齟齬が生じるのではないかというご意見であるとか、他方、多様な性について国とか仙台市として方向性が整理できていない中で、条例に盛り込むというのはちょっと難しいのではないかというようなご意見もいただいたところでございます。

事務局といたしましては、複合的な要因によって差別を受けやすい障害のある女性という視点につきまして、障害者権利条約においても掲げられている内容で、「女性」の表現を削除しなければならないほどの変化が条例制定時以降、生じていないというところがあります。そうしたことから、例示として引き続き盛り込むべきとさせていただいたところでございます。

また、前回の協議会でもご説明いたしましたが、本市において性的少数者等に関する個別条例が制定されていないというところ等からも、本条例への掲載は難しいものと考えております。

なお、国の基本方針改定案においては、障害のある女性に加えて、性的マイノリティについても女性の場合と同様の意見があると触れられておりますことから、性的少数者等も含む全ての障害者の個別事情に応じた配慮の必要性というところについて理解が促進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、13 ページにお進みいただきまして、(3)の「入所施設の表記について」でございます。

前回の協議会には、入所、入居だけでなく「通所」も含まなくていいのだろうかといったようなご意見であるとか、条文の「強制」という言葉にインパクトがあって、入所者の家族から見ていい印象を受けないといったようなご意見をいただいたところでございます。

事務局としましては、前回の協議会でもご説明させていただきましたが、本人の意思に反した「居住する場」を基準として考えた場合に、通所、訪問については居住する場の強制はされていないというところ対象を線引きしたというところでございます。

また、「強制」の表現につきましても、検討案では「意思に反した入所・入居」を差別として明記しておりまして、入所・入居そのものを差別としているものではな

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

いので、前回の検討案のままとさせていただいたというところでございます。

前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局の検討案に関するご説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま協議事項（1）につきまして、事務局にご説明いただきました。

それでは、委員の皆様にご協議いただきますが、まず、事前質問票をいただきました寺田委員さんからお話を伺いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

寺 田 委 員

仙台市社会福祉協議会の寺田です。

私からは、論点の1番目「財政上の措置について」の規定に関して、意見といたしますか、要望に近い意見を事前に提出させていただきました。追加で規定しないことは了解をいたしますが、資料1の6ページの合理的配慮の条文には、仙台市にも事業者にも「その実施に伴う負担が過重でないときは」という文言がついていますので、例えば配慮するのに費用負担が過重になるので、その配慮は無理、難しいと言えるようになっていきます。

ですので、努力義務から義務に規定が改正されても、実際お金が必要だったりする場合に実態がなかなか改善しないことが懸念されます。合理的配慮を義務づける以上は、宮城県などの助成対象にならない部分などを視野に入れた仙台市独自の助成制度でありますとか、あるいは負担が重くない、これならできるでしょうという配慮の方法の事例とかをとにかく広く収集して、かつ広報するなどの施策の検討をお願いしたいということでございます。

そして、ここに書いていませんが、改正後の条例をたくさんの市民とか事業者などにまず広く知ってもらい、周知広報の努力も必要だと思ってございます。そして、その施策が着実に実施されることで、条例改正後の仙台市は障害のある方が差別を受けなく生きやすく住みやすいまちになったと実感されるように、今回の改正後の条例の実効性を確保するために、今後確実に厳しさを増すことが予想されます。仙台市の財政状況にあっても、例えば財源を確保するふるさと納税、既に制度があると思いますが、ふるさと納税の新たな寄附金などの財源の確保の仕方も含めて、とにかく必要な予算の確保に向けてしっかり努力してほしいという要望でございます。

財源は限られていますので、しかも今仙台市の予算は既に既存の事業で確実に予算が必要なもの以外にほかに回せる自由な財源はすごく少なくなっています。その中でいろいろな事業の中でこの障害に関わる予算を確保するというのは、結局優先順位の問題になってしまいます。ですので、これはしっかりと努力義務から義務にすることによって、確実にプラスアルファで必要な財源が出てくるとお思いますので、ぜひ確保するために努力していただきたいとお思います。

以上です。

- 会 長            ありがとうございます。
- まず、寺田委員さんに口火を切っていただきました。このことについては特に事務局からお答えいただく必要はないと思いますので、要望としてしっかり聞いていただくということでもよろしく願いいたします。
- それでは、皆さんから意見を伺いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。ご発言いただければと思いますが、いかがでございましょう。はい、お願いいたします。
- 子 吉 委 員        宮城県経営者協会の子吉です。
- 意見というか、質問なんですけれども、他自治体条例でこの財政上の措置とか、市の責務とか例が載っているんですけれども、実際これに載っている以外の自治体というのは、あえて条例ではない財政上の措置というのは、別項では別の条ではつくっていないということなんですかね。
- 会 長            では、事務局、お願いいたします。
- 事 務 局            障害企画課、小幡でございます。
- (小幡課長)        こちらの資料のほうに掲載しているのは参考ということで、ある程度こちらで把握した部分について掲載したところでございます。ここでは宮城県、名古屋市、福岡市ということで、宮城県とあとほかの政令市を見てみてというところではあったんですが、他のこうした障害者差別解消条例を持っているところが書いているかどうかというところについては、全てを網羅しているわけではございませんので、そこまでは調べておりませんが、今のところこちらのほうである程度参考になるようなところを掲載しているところでございます。
- 会 長            よろしいですか。
- 子 吉 委 員        ありがとうございます。財政上の措置といっても、実際にどれくらいの財源が必要になるかというのも不透明だとは思っているので、寺田委員からもあったんですけれども、必要な予算の確保に向けて市のほうで取り組んでいただければなと思います。
- 会 長            ありがとうございます。
- 子吉委員、お聞きしたいのですが、子吉委員が財源のところのお話を聞いて、どういうところが具体的に心配ですかね。それについて一言お願いしてもよろしいでしょうか。
- 子 吉 委 員        合理的配慮が義務化になって、ハード面とソフト面で対応が必要になってくると

思うんですけれども、特にハード面ですね。例えばちょっと段差をなくすとか、そういう手すりを作るとかハード面、その辺が事業者によってもどれくらいかかるか、あと事業者のほうでどれくらい一時的でも負担ができるのかということのもちょっと千差万別だと思うので、その辺を最終的に援助していただけるというのを予算上措置していただいて、事業者のほうも安心して対応できればというふうに思っています。

会長 ありがとうございます。

これは財政だけではなくて、具体的に合理的配慮をする場合に、こんなふうにやっていますよというのがあると分かりやすいのかなと思うんです。多分、事業者の方は結構懸念されているところがあると思うので、みんなで考える上ではやはりそういう実例なんかも分かると思いますので、改正や導入に当たってはそういったところ、具体のイメージをしやすいようにお手伝いできればいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。はい、お願いいたします。

佐々木委員 歯科医師会の佐々木です。

歯科医師会とはいえ、我々も開業医の集まりで、基本的には皆さん、個人事業主なんですけれども、実際、財政上の措置というのがなくても何とか僕らはやっていけるとは思うんですけれども、でも事業者全体がそうではやはりないと思うんですよ。実際、歯科医師会の中でちょっと話し合ったときも、やはり何もないところからこれをやってくれとあって、できる事業者とできない事業者が出てきてしまうと思うんです。実際、うちの事業所も3段ぐらい階段があるんですけれども、車椅子でいらっしゃった方へスロープでは構造上ちょっと対応できないんですよ。スタッフとみんなでよいしょ、よいしょと持ち上げて運んでいる。それも例えば直せと言われると現実無理だったりするので、やはり何かしらの財政的な裏づけみたいなのはあったほうが事業者は動きやすいだろうなという意見が結構多かったような気がします。

会長 ありがとうございます。

これは私の認識なんですけれども、事業所は事業の自分のところでできる範疇を超えてまで、例えばエレベーターをつけなければいけないとか、全部きれいにユニバーサルデザインで入り口から診療スペースまで行かなければいけないとかということ強制するものではないという理解でいいですよ。お互いに努力をしましょうと。ただしですよ、今の佐々木先生のお話ですと、職員の方がお手伝いをするという範疇も超えてはいけないと思うんです。例えば腰を悪くされるとか、業務上の今度は問題にもなりますので、そういったことも含めてどうやって折り合いをつけていくかということで、改装がちょっと必要だからそのための費用がかかるとい

う考え方にはなると思うんです。

なので、がちりこうでなければいけないというものではないんですが、多方面から考えて折り合いをつけていくというような形のときに、財政上必要なことがあればそのことについては補助があるというふうなお話になってくると思いますので、そういったことを実例を挙げながらちょっと考えていけるといいのかなというふうに思って聞かせていただいております。

ほかにございますでしょうか。はい、鎌田委員お願いします。

鎌田委員 民生委員の鎌田でございます。

障害者理解に関する教育についてですけれども、文章についてです。「必要な施策を実施するものとする」とか、施策を講ずるものというよりは、私は広島市が書いているように「理解を深めるための教育を推進する」と、何か分かりやすい言葉で市民に訴えていくようなほうが理解しやすいのかなと。施策のための施策では何かちょっと紛らわしいというか、分かりにくいのかなと思います。

会長 内容ではなくて表現というところで、表現をちょっとお考えいただくということではよろしいでしょうか。

ほかにも何かありますか。では、秋山委員さん。

秋山委員 教育局特別支援教育課の秋山です。

障害理解に関する教育についてですけれども、私も障害理解に関する教育の推進というのはとても重要であるなというふうに考えております。今の施策ということにも若干関連するんですが、本日皆様のお手元に参考資料として、A3判の横の用紙で三つ折りにしたものをお配りさせていただいておりますが、ございますでしょうか。

教育委員会のほうでは特別支援教育を推進する上で、いわゆる行政側として施策に関する基本方針として特別支援教育推進プランというのをつくっております。現在のプランは2018というもので、実はこの変更プランは今年度、令和4年度で5年間の計画、最終年度というふうになっておりまして、その後継プランとして次の5年間の方向性を定める皆様のお手元にある特別支援教育の推進プラン2023というものの今策定作業を行っているところでした。

それは、ここの中間案になります。この条例に関する部分なんですけれども、表のここには第1章、第2章、第3章、第4章とあるんですけれども、これを受けて裏側の面を見ていただきたいんですが、裏側に第5章として「各施策」という言葉が出てきますけれども、施策と具体的な取組ということで実は全部で4つの柱で、基本方針Ⅰ「ふかめる」、基本方針Ⅱ「たかめる」、基本方針Ⅲ「つくる」、基本方針Ⅳ「つなげる」ということで4つの柱を立てているんですけれども、その中で一番上の基本方針Ⅰ「ふかめる」というところをご覧いただきたいんですけれども、実

はここの4つの大きな柱のうちの1つとして、障害理解教育というのを掲げています。この基本方針I「ふかめる」の欄のところは、A、B、Cとあるんですが、Aは児童生徒、そしてBが教職員、Cは保護者・市民として、それぞれ障害理解教育などを行う対象者をまず明確にして、障害理解教育に取り組んでいくということを考えております。

例えば、その中のAの児童生徒に対しては、相互理解を深めて子どもたちに安全・安心な環境を提供するために、取組例のポツで書いてあるんですけども、心のバリアフリー推進事業、これは小学校とか中学校に障害のあるアスリートの方とかなどが訪問して、様々な体験活動を通じて障害理解を進めていくという取組なんですけれども、このような心のバリアフリー推進事業などに取り組んでいくこととしております。

そういった意味でも、教育局の取組も障害理解教育に現在も取り組んでおりますし、次の5年間もしっかり取り組んでいきたいと考えているところですので、そういった意味では教育局の取組とも関連しているということで、この障害理解教育の推進を新たに追加するということはとてもいいのではないかなというふうに考えているところでした。

なお、今日はこの概要版ということでA3の両面の一枚しかお持ちできなかったんですけども、本編のほう、こちらのほうは教育委員会のホームページに掲載しております。あと、11月30日までパブリックコメントも行っておりましたので、ご興味ある方はぜひ見ていただいて、ご意見も頂戴できればと思っておりました。

私からは以上です。

会 長                    ありがとうございます。

鎌田委員さんからは、表現上のことでございました。それから、秋山委員さんからは教育局の取組と今ここで皆さんと議論しております差別解消についての関連性についてご説明をいただきました。大変心強い取組で、具体的に目に見えるようになってきたということでよかったなというふうに思ってお見せいただきました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。では、どうぞ。そちらから行きましょうか。

山下委員                シャロームの会の山下と申します。よろしくお願いたします。

私も障害理解に関する教育というのはとても重要だと思っております。今回、教育の推進ということで、新たに案として盛り込んでいただいて感謝しています。ただ、私も表現のことなんですけど、先ほど事務局から、「児童」と表現したのは児童福祉法の18歳未満の者という意味ですという説明があったんですけど、「児童」とだけ書いてあるとちょっと限定的な表現に感じてしまう部分があるなとは思いました。もし、「18歳未満の者」ということであれば、秋田県の条例のように、「幼児、児童、生徒及び学生に対し」などのもう少し分かりやすい、誰が見ても18歳未満

の人なんだということが分かる表現がいいのではないかなと感じました。

以上です。

会 長           ありがとうございます。表現についてということで、誰が見ても分かりやすいのは、秋田の例を取って説明していただきました。山下委員さん、ありがとうございました。

それでは、柴田委員さんお願いします。

柴 田 委 員       宮城県自閉症協会の柴田と申します。よろしくお願いたします。

私も今、山下委員がおっしゃったように「児童」というところが、先ほど説明があったのですが、やはりより具体的に書かれるといいのではないかなと思います。「児童」というと、やはり学校に通っているというか、その年代をちょっと想像してしまいますので、それより小さい子どもたちのほうが、何ていうんでしょう、違いに敏感というか、「どうして」という質問もその小さい頃に行われて、それで理解が深まるということもあるので、具体的に「幼児」というのも入れていただければかなと思います。

それから、さいたま市のほうに、「本市の教職員が障害者に対する理解を深める」というところが入っていて、先ほど秋山委員さんのほうから説明を受けて、あっ、こういうのもちゃんと取り組んでいくんだということが分かったんですけども、やはり子どもたちの理解も大切なんですけど、より教職員の方の理解というか、その扱い方という言い方は違うのかもしれませんが、それによって周りの子どもたちの障害のある子どもに対する接し方の違いということも変わってくると思うので、その辺も十分に要望したいというところであります。

それから、表現でやはり「必要な施策を実施する」というと何となくファジーな感じがして、あと先ほどの合理的配慮のところも、「過重でないときは」というところの表現を誰がどのように判断するのかなというちょっと素朴な疑問なんですけれども、そういうところも出てくるので、ある意味ファジーにして文言を考えたほうがいいのかもかもしれませんけれども、より誰が見ても分かりやすいというところを少し考えていけたらなと要望でした。

以上です。

会 長           ありがとうございました。

それでは、鹿野委員さん、お願いできますでしょうか。

鹿 野 委 員       仙台市医師会の鹿野です。

やはり表現のところなんですけれども、検討案では「市は」ということで、主体が市ということになっているんですけども、教育のことなので、さいたま市のところのように「市及び市が設置する学校は」とか、あるいは仙台市にある市内

の教育機関とかというところでもう一歩ちょっと踏み込んだほうが、もしそこで何か問題が発生するというでなければ、主体をもう少し具体的にしたほうがいいのかなというようなことをちょっと考えました。

以上です。

会長 ありがとうございます。これは調整をちょっと要することなので、どういうふうにするかということについては考えなければいけないと思います。

ここでちょっと私も1点申し上げておくと、具体のところは各種計画、今日も教育局の計画を出していただいておりますが、こちらでも保健福祉計画等々に具体的な施策を盛り込んでおります。今審議しているのは条例ということになりますので、どうしても条例というのは基本的なことを押さえるということと、それから、それに基づいて具体的に計画をつくったり、施策を実施するということになりますので、そういった分け方というのをせざるを得ない部分も出てくると思いますので、また以前の事務局の説明にもあったんですが、仙台市には条例をつくったりするときにはしっかりと市のいろいろな決まり事の全体を見渡して監視をする部門がありますので、そこともやり取りをしながら決めていくということになりますので、決して後退とか、変な言い方をしてごまかすとかということではなくて、しっかりと基本のところをつくっていく、その上で施策に盛り込むということになりますので、ご承知おきいただければと思っております。

その上で、計画等々で今日、教育局さんの計画を見せていただいて、裏面のほうに6章のところですか、SDGsの番号が書いてありますけれども、我々も押さえておかないといけないのは、SDGsでは、誰一人取り残さないというのが一番最初に書いてあって、そのためにいろいろなことをしていく17の項目があって、そういう世の中が早くできたらいいよねといっているのではなくて、いつまでやると決めて取り組むんだということをおもひで世界中の人が約束して進めているところですので、我々の分野にもこの誰一人取り残さないということをしかり頭に入れて反映できればというふうに思っておりますので。

ですが、今回は条例ですので、まず基本を押さえるということになると思います。ただ、表現とかについては、やはり分かりやすいというような各委員から出ていることはそのとおりだと思いますので、もう一度検討する必要があるなと思います。

ほかにはいらっしゃいますでしょうか。奥田委員さん、お願いいたします。

奥田委員 愛泉会の奥田です。よろしく申し上げます。

私も同じように、教育の推進というところの文言なんですが、福島県のところの「県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われる」という内容でうたわれるところなんですが、障害はやはり小さいときから自然の中で触れ合うこともすごく大事で学びが多いのかなと思うんですね。そういった意味では、やはり自然の中で小さい

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

ときから障害，それからこれに関わらないという意味では自然の中で育ててほしいということが1つと。

それから，仙台市のほうでは，先ほどもありましたが，必要な施策を実施するという内容なんです，その文言の中に地域でともに学ぶための環境の整備を積極的に推進するというような内容を入れると，やはり地域の中で育てていくという意味でもそういった内容を入れることも必要なのかなとちょっと感じました。

会 長 ありがとうございます。

今，18分なんです，お約束の時間なのでちょっとここで休憩入れますか。事務局のほうから何かあります，ここまでのところで。特にはないですね。

では，私の時計で19分になりましたので，29分まで10分間お休みしたいと思います。

（休 憩）

会 長 では，再開したいと思います，この後にも事務局からご説明いただかなくてはいけないことがあります。その前に，また戻ってご発言いただいて結構なんです，ご発言されたい方はいらっしゃいますでしょうか。挙手をお願いいたします。お願いいたします。

成田委員 ここねっとの成田です。

私も，さっきまで出ていた教育に関することなんですけれども，直接条例に関わってくるのではないのですが，ここに書いてあるとおり子どもへの障害理解の教育はこういうふうにしてもらえる機会はあると思うんですけれども，私はできれば保護者の方々にも障害のことや障害当事者の人たちの様子とかをもっと身近に知る機会があったほうがいいかなと思いました。

あと，もしかして私が状況を知らないだけで，そういう機会は定期的にあったりはするのかなとは思いますが，全くないというわけではないと思うんですけれども，保護者の方があまり知らずに，お子さんたちはそういう教育で障害に対する理解が深まっても，保護者の方が知らない，もしかしてその保護者の方があまりいいイメージを持っていたりしないと，自分の子どもにあまりそういう機会に触れさせないみたいなこともあると思うので，保護者の方もそうする機会があったらいいかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。

成田委員さんからのご意見でしたが，先ほど奥田委員さんから地域でという話が出ておりました。そこに相通じるようなお話だったと思いますので，このことには条例で直接触れることは難しいかもしれませんが，ほかの施策の中でやはり重要なお指摘ですので，生かしていく必要があるのではないかと思いますので，しっかり

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

と事務局も受け止めて、我々も受け止めてするようにしたいと思います。ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。どうぞ、阿部委員さん、お願いいたします。

阿部（勇）委員

仙台市障害者福祉協会評議員の阿部といいます。

今ちょっとやっただけでも、いろいろな表現によって解釈の仕方がそれぞれになってくるかと思えます。ですからやはり、最初何でしたっけかね、財政のところではもうその財政は含まれるんだということ、これはここにいる人はみんな分かると、あと関係者とかね、分かるんだろうと思えますけれども、この条例はやはり市民に分かってもらうための条例ですよ。そうした場合に、やはり解釈のそこがあっては、業者さんというか、商売されている方、事業者さんはこう思う、私はこう思う、障害者はこう思うと、そこで解釈に違いがあってはならないと思えますので、より丁寧な言葉で分かりやすい言葉で条例をつくってほしいなと私は思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

会 長

阿部委員さん、ありがとうございました。皆さんに伝わるような言葉でしっかりとつくってほしいということです。ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。お願いいたします。小野委員さんですかね。

小 野 委 員

NPO 法人 Switch の小野です。

私は、事業者の合理的配慮の提供の義務化について、ここに「障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む」というふうに入れる方向になったことがやはりとてもよかったなというふうに改めて思っています。

先日、私、ココロン・カフェに出席をさせていただいたんですけれども、実際にその場でやはり強く思ったことが、一緒にグループになった方の例なんですけれども、障害のない人に対していろいろ要望してくるという意見が出てくるのかなというふうに思ったんですけれども、彼ら・彼女たちがやはり言ったことというのは、自分たちがもっと声を上げていかなければいけないということを行ったんですよ。障害のある方とない方と一緒にグループでお話をするんですけれども、やはりそれを聞いて、もちろん声を自分たちで上げていくということを強く思っていて、もっともっとそういうふうにしていかなければというふうな気持ちなんですけれども、実際そうできなかつたり、そうすることにためらつたりという場面がたくさんあつたりする。

そんな中で、「補佐をして行う意思の表明を含む」としっかりここに載ることで、この補佐を通していろいろ話をする機会をつくっていく意思表示というのもいいんだよということを、こういう時間をちゃんとつくっていくことを保障するよ

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

うなイメージに私にはより強く映りまして、これがこういうふうに決まって、事業者とか市とか、障害がない方が意思の表明を含んだ意見もちゃんと聞かなければなと思ってほしいし、あとはご本人たちもそういう意思の表明でもちゃんと伝えていけるんだよということをより伝えることができるので、これはやはりとても大切だなと思って、ぜひこのような形で進めてもらいたいなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ココロン・カフェに参加していただいたことも踏まえてご意見を頂戴しました。

ほかにございますでしょうか。

では、もう一度戻って皆さんのご意見もお伺いしますが、先に進めさせていただきたいというふうに思います。

### 協議事項

#### (2) 条例の見直しのあり方（中間素案）について

会 長 続きまして、協議事項（2）条例の見直しのあり方（中間素案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項の（2）条例の見直しのあり方（中間素案）につきましてご説明いたします。

資料は3「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の見直しのあり方（中間素案）」をご覧ください。

この条例見直しのあり方（中間素案）というものは、今後、市民の皆様には条例の見直しのあり方についてパブリックコメント、いろいろご意見をいただくための中間案であるとか、それから最終的に市長への答申という形でお示するということになるんですけども、その骨子として位置づけるもの、それが中間素案でございます。

これまで本協議会では、見直しを必要とする条文そのものを内容として検討してまいりましたけれども、市民の皆様には条例の見直しのあり方としてお示すること、それから条文案については、先ほど大坂会長からもありましたが、市役所内部の法制担当と調整をこれから行っていくということで、条文の表現も変わり得るものであるというものでございますので、項目ごとの概要と見直しのあり方としてお示する形でございます。

加えて、今回は新たに条例全体をつくるのではなくて一部を見直すものでありますので、改正部分のみをお示するという考え方もございますが、条例全体の中のどの部分をどのように見直すのかというのを理解していただく必要がありますの

で、条例全体の考え方の概要とその中で今回見直しを行った部分のあり方をお示しする形としております。

なお、見直した部分には、これまでと同様に二重山形括弧書きで前後を挟むというところとともに下線を引いてございますので、そちらを目印にいただければと思います。

それでは、進めさせていただきますが、まず、1の「前文」につきましては、今回、条例制定時以降に前文を見直すほどの大きな変化は生じておりませんので、見直しは不要というふうにしております。

ページをおめくりいただきまして、2の「目的」につきましても、条例制定の目的等に変更はございませんので、見直しは不要というふうにしております。

3番の「定義」につきましては、これまでご説明させていただいたとおり、合理的配慮が義務化されるということに伴いまして、事業者の定義を追加したところでございます。

次のページにお進みいただきまして、4番の「障害を理由とする差別の解消の基本理念」につきましては、社会的障壁の除去のために「建設的な対応を通じて相互の理解を深め」ることの表現というものを、後段のほうから移動してきました。

また、意思疎通のための手段の選択の機会の確保であるとか、災害時に障害者がより困難な状況に置かれることの表記、そういったところを追加したところでございます。

ページをおめくりいただきまして、5番の「市、事業者、市民の責務」というところでございます。事業者の合理的配慮の提供の責務として規定していた建設的な対話、それによる相互理解というところについて、先ほどもご説明しましたが、基本理念のほうに移動させたというところでございます。

それから、6番の「不当な差別的取扱いの禁止」につきましては、福祉サービスの分野について、障害者の意思に反する入所というところに加えまして「入居」というところも追加したところでございます。

6ページにお進みいただきまして、7番の「市、事業者が行う合理的配慮の提供」につきましては、差別解消法の改正に伴いまして、事業者の合理的配慮を義務化する表現としたところでございます。

それから、8の「基本的な施策」につきましては、先ほどもご説明しましたが、「児童への教育の推進」というところについて新たに追加したというところと、それから7ページにお進みいただきまして、差別解消法の改正に伴いまして、「情報の収集、整理、提供」、それから「人材の育成、確保」、そういったところについても新たに追加したというところでございます。

9番の「差別に関する相談等」につきましては、ページをおめくりいただきまして、差別相談調整委員会の機能につきましては、助言、あっせんの必要がある場合には必要な調査を行うことができる旨、そういったところを明記したところでございます。

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

以上、これまでの本協議会での検討を踏まえた見直しのあり方につきまして、中間素案としてまとめたところでございます。

本日、皆様からご意見をいただいた部分を修正させていただきまして、これまでの検討経過などの資料を加えて、次回の協議会の際に中間案という形で皆様にお示ししたいというふうに考えております。

協議事項（2）のご説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。協議事項（2）の説明でございました。

皆様からご意見、頂戴したいと思えます。先ほどに戻ってということでも構いませんが、いかがでございましょう。

ぜひ委員の皆様方は中間案が出てきたら、多くの人にお話しするなりなんなりしていただいて、見ていただいて、ご意見がある方はぜひご意見をいただくように積極的に働きかけていただけるとありがたいなというふうに思っております。そういうことをみんなですていくと、また活発な意見が出ていいかなというふうに思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいなと思えます。

何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。どなたでもけっこうですが、まだご発言いただいていない方、どうぞ。片桐委員、お願ひします。

片桐委員

どうも、片桐綾太郎です。よろしくお願ひします。

さっきのほうで、障害理解に関する教育についてで、学校で障害に関する授業という、例えば、俺が学生の頃を覚えていないからあれなんですけれども、どういった授業をしているんでしょうかという質問なんですけれども、いいですか。

会 長

ありがとうございました。これは秋山委員からお答えいただいてもよろしいでしょうか。

秋山委員

障害理解教育を学校でやるときには、例えば総合的な学習の時間とか、あと道徳の時間、あとは今各教科の中で、例えば保健体育であったりとか、家庭科とかであったりとかの教科の授業の中でも、共生社会ということで障害がある方との共生社会について学んだり、後は先ほどお話ししたように、障害のある方を学校にお呼びしているいろいろな体験活動をしたりというような形で主にやっているところです。

片桐委員

その障害の方をお呼びするときって、例えばどういった方をお呼びするんでしょうか。

秋山委員

学校によって様々ですけれども、例えば地域にいらっしゃる方で学校と何らかの関係があってその方にお願ひをするとか、あとは教育委員会でやっている授業ですと、障害のある方でスポーツなんかで活躍しているアスリートの方とか、芸術活動

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

をされている方などをご紹介して、学校のほうでそういう方をお呼びしてというような活動なんかがあります。

片桐委員 それって、大体身体障害の方をお呼びしているということでしょうか。

秋山委員 身体障害の方が多いですけども、最近はいろいろな障害種別の方をお願いをしているようです。

片桐委員 ありがとうございます。

会長 学校教育で具体的にどういうことをやっていますかということと、どういう方を呼ばれていますかという話だったんですけども、いろいろな時間で学校それぞれ特徴を持たせてやっているということと、それから、障害の方は別に身体障害だけにこだわらないでいろいろな方に来ていただいているということが今仙台市では行われているということでした。よろしいでしょうか。

片桐委員 教育の中で施設とかで働いている、支援者の方をお呼びすることってあるんでしょうか。

秋山委員 そうですね、今私の確認しているといいますか、分かっている範囲で、ちょっと全てはお答えできないんですけども、例えば地域の中でいろいろな活動をしている方とかなどをお願いをしている場合もありますので、幅広く障害のある方や障害のある方と関わっている方にいろいろ講習をお願いしたいということはあるかと思えます。

片桐委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。

ほかにご発言ございますでしょうか。今日ご発言いただいていない方で、お隣の高橋委員さん、いかがですか。その後、細川委員さんとか、早坂委員さんにもお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、高橋委員さん、よろしく願いいたします。

高橋委員 今、お隣でどんなことを実際に学校でやっているのかという話をちょっと聞きながら、僕も実際、何回か小学校とかに呼ばれて自分の体験談を話したり、視覚障害者の方はこういうふうにして日常生活を送っているんだよということを話したことがあります。大体、小学校は今、3年生とか4年生とかで盲導犬が出てきたり、点字の話が出てきたりするところに呼ばれることが多いのですが、その中で見えなくてもこういう機器を使えば文字が読めたり音声にしたりできるよなんていう話をしたり、お札の識別なんかも触察でこのように分かりますよというような話を小学生

あたりにしてあげると、非常にびっくりして、自分たちも目をつぶっているいろいろなことをやってみるなんていうことをして、そんなようなことをやった記憶がございます。

今日、私は2つお話ししたいことがあります。1つは、視覚障害者とデジタル系の話です。もう一つは、点字ブロックの話です。どちらも条例に本当は書き込んでほしいところもありますが、なかなか難しいなと思います。

1つ目は、既に仙台市ではコロナの経済対策をする中で、デジタルスタンパラリーというものを始めています。ご存じでしょうか。ご存じないですかね。これは何か都市長さんも随分推した施策らしいんですけども、これに必要なアプリケーションがあります。スマホ用のアプリなんですけれども、このアプリが私のような全盲の視覚障害者では全く使いものになりません。何もできません。画面もアプリを立ち上げて真っ白になっているそうです。いわゆる 아이폰 を使っているわけですが、その中にボイスオーバーというスクリーンリーダーがありまして、そのスクリーンリーダーを利用していわゆる画面をタッチすることで、それを音声情報にして使うわけなんです。ところが、それが全く対応していないというアプリになってしまっています。

こんな仙台市を挙げてやるようなものに、しかも先ほどのSDGsのとおりだと思わすけれども、まさに視覚障害者には使いものにならないし、スマホを持たない者には使いものにならない政策なんです。こんな政策が行われないような何か方法論というか、施策を考えていかないと、今後もこのような障壁やアプリがどんどん出てきてしまうと、本当に取り残されるばかりになってしまうというふうに考えてしまいます。ほかのスマホだとアンドロイド系のスマホとかもありますけれども、そちらでの検証は残念ながらしていませんけれども、多分使えないのではないかと思います。そのようなことが今後ないように、ぜひ仙台市自身も、このアプリを作った会社が問題なんだと思いますが、その事業者に少し厳しく、こんなアプリを仙台市に広めちゃ駄目だというようなことと言っていただきたいなと思います。よろしくお願いをします。

それから、もう一つは、点字ブロックの話です。これも何らかの形で本当はこの新しい条例のほうにのせていただきたいと当初は思っていました。いろいろなところの条例などを見る中で、それを取り上げることはなかなかやはり難しそうなんです。ですが、仙台市として点字ブロックの啓発というものをもっと市民にしっかりと訴えかけられるような施策をしていただきたいなと思っております。

私は毎日単独で歩行しています。そうすると点字ブロックの上を、基本的に点字ブロックと誘導ブロックを使って、あるいは音声信号機を使ってふだん歩行しています。今朝も点字ブロック上に、信号待ちをしていた自転車が本当に点字ブロックに乗せて止まっていて、私がちょうど後ろから行ってぶつかったりするんですけども、「すみません」とぶつかった瞬間に言いますけれども、その人は「大丈夫です」と不思議な何とも思わない感じで言うわけですよ。これってまさに点字ブロックが

何物であるか、多分点字ブロックにいることすら知らないんですよ。たまたま白杖を持った人がぶつかった程度だと思っているんだと思うんですが、このような啓発の状況なんですよ。

これを何とかして市民全体といっても全体は難しいんですが、こんなことがないようなまちになるように、この条例もしっかりとつくっていかなくてはいけないんだと改めて思いました。ですので、このような特に点字ブロックとか誘導ブロックって視覚障害者のために作ったものですので、これをもっと市民に啓発していただけるような、できれば何かの文章がちょっと入ってくれるといいなとは思っていますが、難しいとは思いますが、何らかの施策の中で点字ブロックの啓発ができるようお願いしたいところです。

以上です。

会 長

ありがとうございました。私すごく今基本的なことを教えていただいたというふうに思っておりまして、前のほうのところは言語道断で、平然とそういうことをしているということ自体が、やはり行政として責任を持つという、SDGsについてしっかりやるんだということができていないということを教えていただいて、笑い話ではなくて、みんなで参加してやりましょうということに参加できない人がいるということ自体、ここでしっかり受け止めていかなければいけないことだなというふうに思って聞かせていただきました。

それから、点字ブロックの例を基にお話ししていただきましたが、高橋委員さんが、みんなそれぞれ暮らしていく上で配慮だったりルールだったり、いろいろなことを守っていくことで逆にみんなが上手につながれるということがたくさんあるので、ルールをつくと面倒くさいとすごく言うんですけども、お互いさまのルールというのはすごく重要で、いろいろな人が住んでいるんだから、それぞれがいろいろ配慮しながら暮らしていく、そういったことをお互い学び合うという場がすごく重要で、この条例をつくるというのは一人でも多くの方が、高橋さんは全員には無理とおっしゃっていましたが、我々がしなければいけないことは全員が分かってくれるまでやり続けるということがとっても重要だなと今思って聞かせていただきました。

そういった例を我々はしっかり受け止めながら、さっきのパブリックコメント等々を皆さんに広めてくださいと言ったのも理解が深まることになりまして、いろいろな場で我々ができることがあるということを高橋さんが教えてくださって、実は私はスタンプラリー知りませんでしたけど、とっても大切なことを教えていただいたというふうに思って聞きました。ありがとうございました。

それでは、先ほど予告をしておきました、細川委員さんのほうからお願いしてもよろしいでしょうか。

細川委員

仙台市聴覚障害者協会事務局の細川です。

皆さんのお話を聞いて、障害者理解を広める、今後どうすればいいか、また子どもたちの教育、その様子、当たり前のことではないのかなと思うんですね。例えば今まで令和4年までで障害者の差別をなくしていくということをいっていますが、まず子どもたちの教育よりも、それ以前に、たくさんの差別を受けた証言者としてのそういう記録、ドキュメンタリーを作る。仙台としてそれを作る、それを保存する。それを歴史として残すためにそういうこともあってのいいのではないかなと思うんです。年配の人たちは亡くなってしまいましたけれども、いろいろな差別を受けてきた人たちがたくさんいます。

今、高橋委員からもあったように、もっと年配の方たちの先輩たちの歴史があるはずで。例えば私たちの80代の先輩というと、文はあまり苦手で手話だけで暮らしてきた人、そういう人たちの暮らしがあります。例えばそれを録音で残す、また映像として残す、それを保存する、仙台市民の部屋みたいなところにそういう場面も記録して残していく。そして、それを視聴できればいいのではないかなと思うんですね。みんな仲よく交流しましょうということではなく、そういう証言者としてのものを残す、子どもたちもそういうのを見れば理解する、分かるはずで。例えば、先ほどもあったように、子どもが分かってても保護者が分かっていなければどうにもならないことですね。やはり、もちろん保護者たちもそういう、何かが必要です。ちょっとまとまらない話になってしまいましたが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

会 長            ありがとうございます。細川委員さんからお話でございました。こういう差別があったんだよというのを残していくということも大切じゃないか。それをいろいろな人の目に触れるようにしていくことも大切ではないかというご意見でした。ありがとうございます。とっても大切な話だと思って私は聞かせていただいております。

それでは、次に早坂委員さん、お願いできますでしょうか。

早坂委員        みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

子どもへの教育について、福祉学習の講師について、小学校だけではないですけれども、以前もお話が出た当事者講師というのを仙台市のほうでだったと思うんですけれども養成していて、私も今はお休みしていますが、その研修会を受けて当事者講師の勉強をしました。そういった講師をさらに多く養成して行って、いろいろな小学校で教える、当事者自身が伝えていけるようにできるといいのかなと思いました。

それと、高橋委員から発言があったアプリについて、「仙台まちいこ」というアプリだったと思うんですけれども、私もアンドロイドのスマホにダウンロードしてみましたが、失礼ながらとても使いづらいと感じました。仙台市の東西線地下鉄を造る際には、造る前から障害者団体の意見を聞いて、いろいろな障害種別の方々の意

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

見を聞いて取り入れて造ったので、とてもバリアフリーな地下鉄になっていると思います。そのようにいろいろな障害者の意見を何か始めるときに取り入れられるようにしていけると、バリアフリーが広がっていくのではないのかなと、いろいろな立場の方が使いやすいものになっていくのではないのかなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。では、まだ発言いただいていない方、中嶋委員さん、よろしいですか。

中嶋委員 障害者スポーツ協会の中嶋です。

私は2点あります。意見というか感想のようなところも含まれるかと思えますけれども、1つは、やはり皆様からご意見が出ておりました教育についてです。もう少し具体的に他の自治体などの例を参考に、小さい子どもから障害理解や障害者について理解を深めるための教育が行われるような文言に変えていただけたらいいのかなというふうに思います。例えば小さい子ども、それからいわゆる幼児、児童などを盛り込むことによって、保護者の方々の意識もまた変わっていくと思えますので、そうすることによって社会全体が暮らしやすいまちづくりというふうになっていくのかなと思います。それと、福島県のところで「障がいがある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない」という、障害のある者・ない者、両方具体的に挙げられているというところも共生社会というところではすごくいいのかなと、効果的のかなというふうに感じました。

それと、あと感想というか、私の思いのようなところも含まれますけれども、資料3のところに「就労及び雇用に関する支援の充実」といったところで、事業者に対する障害者の働きやすい環境の整備の促進について啓発や情報提供を行うといったところですが、やはり18歳人口がどんどん減っていて、実際就労する人の数も減っていくといった点では、やはり障害のある人たちもうまく各事業者さんに業務を切り出していただいて、より社会に出る機会、社会参加ができるようなそういった取組を各事業所さんにもしていただけるような働きかけというものがすごく重要なのかなというふうに思います。そのことによって、障害のある方の社会参加の促進がなされれば、当然経済的な効果も得られると思えますので、その点、感想のようなところでもありますけれども、このあたりを事業者さんへの働きかけをしっかりとやっていかれたらいいのかなというふうに思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。後ろのほうのところがとても大切なところで、ほかの委員さんもあといらっしゃいますので後で発言いただければと思いますが、やってくださいではなくて、みんなで一緒にやっていきましょうという話なので、そういう中の条例ですので、後でまたご発言いただければと思います。

それでは伊藤委員さん，いかがでございましょう。

伊藤委員

みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の伊藤です。

私は，そうですね，障害を患っているとまだ自分で気づいていなかった時期に，社会人経験者の枠で専門学校に入学をして，勉強に全くついていけず中退をしてしまったという苦い経験があるんですけども，障害者，障害を持っている人が健常者と一緒の学校に通うと，どうしてもやはり人というのはできないものを，何ていうんでしょうね，できないものをやはり劣ったものというふうにして見てしまいがちになるので，そこは人間だから感情を持っている生き物だからしょうがないんですけども，そういうことで障害者が，障害を持っている人が小さなときから傷ついてしまう，もう二度と立ち直れないぐらいに大きなトラウマを持ってしまうようなことにならないように，一緒の学校に通える人には先生なり，生徒さんなりに何かこう，先生でしょうね，生徒さんはまだ分からないわけですから，その先生にもきちんとした教育が必要なんだろうなというふうに思いました。以上です。

会長

ありがとうございました。それでは小幡委員さんお願いいたします。

小幡委員

小幡でございます。

障害理解に関する教育について，皆さんと意見が同じようなものなのですが，「児童」について児童福祉法上の児童という意味合いであるというご説明があったんですが，やはり「児童」というのは多義的なので，少なくともここでいう「児童」というのが何を指すのかということも用語の説明は必要かなというふうに思いました。ただ児童福祉法上の児童とすると18歳未満になってしまうので，例えば学校教育の中で高校3年生の中で18歳に達する子もいるので，そうすると何だか当てはまらない人と当てはまる人とが出てくるような気がしますので，やはり表現を変える必要があるだろうと思います。多分，他県であえて児童生徒などと表現をしているのはそういうところがあるのかなというふうに思いました。

それから，もう一点が，中間素案のところなんですけれども，これはパブリックコメントなどを求めるときにも中間案として提案するものだというふうにお聞きしたんですが，まず1つ質問は，ここに書かれている各条文，何条から何条というふうに示されていますが，これは現行の条文の何条というふうに書かれているのか，新設の何条というふうに書いているのかがちょっと不明確だったので，そこをお聞きしたかったということと，あと，そのまとめ方なんですけど，実際の今回例えば改正しようとする条文ですとか，もともと改正せず残す条文とこの中間素案に書かれている説明が齟齬するところがあるのかなというふうに感じました。そうすると，中間素案を見てパブリックコメントを出そうとする方が，条例に対するきちんとした理解のないままに意見を出されてしまう可能性もありますし，蓋を開けたらそういう文言ではなかったというような感じ方をされる可能性もあるなと思ったので，

もう少し正確に記載する必要があるかなと思いました。

例えば8の「基本的な施策」のところですが、啓発活動及び交流の推進のところでは、条文上は「障害者同士の交流」というのも記載されているんですが、ここでは「障害者と障害者以外の人」などというような形でまとめられてしまっているとか、教育の推進のところでも、条文上、「教育が行われるよう必要な施策を実施する」となっていますが、こちらでは「教育について必要な取り組みを行う」ということで、もう少し教育についての取組を積極的に行うように見えてしまう。あと、就労及び雇用に関する支援の充実についても、条文上は「環境の整備の必要性に関する啓発や情報提供を行う」となっているんですが、こちらのまとめですと「推進についての啓発や情報提供を行う」というような形で、少し感じ方が違ってしまかなと思いますので、まとめ方についてももう少しご検討いただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

会 長            これについては、条例なのでふわっとさせてはいけないんだと、混乱しないように。これはごもっともな意見だと思いますので、整理していただければと思います。

事 務 局            障害企画課，小幡でございます。

(小幡課長)            ただいま小幡委員からご質問の部分というところで、この条文の第何条というのが現行のものなのかどうなのかというところだったんですが、こちらのほう、現行のものとしての第何条というところを記載しているところでございます。そこからどのように変わったかというようなお示しの仕方をさせていただいているところでございます。

それから、表現につきましては、確かに前の条例をつくったときの中間案というところで、条文がまだ定まっていないときにつくっていた中間案の表現を使っている部分もありまして、確かにそういったところ、曖昧な表現とか、あとは本当の条文からするとちょっとニュアンスが違ってないかというような部分もございまして、少しその表現のところを整理させていただければと思います。

会 長            これはあれですよ、条文のところもしっかり記載しないといけないし、もともとのものなのか、新しいものなのかと記載しなければいけないし、それから、現行条例とかを引っ張ってくるのであれば正確に書かなければいけないということですよ。そこはそういうふうにしないと混乱をすることになると思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、加納委員さん、よろしく願いします。次、熊谷委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

加納委員

ハローワーク仙台の加納と申します。

皆様のいろいろなお話をお聞きして、まずは中嶋委員さんのほうから、障害がある方の就労、雇用の促進というようにお話をいただきましたので、ハローワークで行っているほんの一例ですけれども、ご紹介させていただければなと思っておりません。

ハローワークのイメージからだと思うんですけれども、皆さん、お仕事を探している方がご利用なさって、職業のあっせんをしているところ。…ではあるんですが、一方で、やはり求人を出していただいている会社、企業様にご紹介をして、そちら側から見ると求人が「充足する」という言い方をするんですけれども、人を募集している企業様に働く人をご紹介する。そこで働く人が採用できるという、企業様の支援というところも併せて行っております。

障害のある方の雇用をめぐる環境としましては、もちろんハローワークのほうで具体的なお仕事の中身などを会社からお伺いをして求人票という形にするんですけれども、やはりケース・バイ・ケースでいろいろな障害特性であったり、会社さんの環境であったり様々違うので、そこにいろいろな支援者の方であるとか、関係する様々な機関とも連携をして皆様の就職活動、企業の採用活動に関わっている業務を行っている状況です。

例えばなんですけど、一例ですけれども、障害者職業センターというところがありまして、こういったところだと障害特性に合わせた、会社に合わせた業務の切り出し方を一緒に考えていただいたりですとか、「ジョブコーチ」といって、お仕事に慣れるまでの間、具体的に分かりやすくお伝えをするために間に入っていただく通訳のような役割をしていただく方がいらっしゃるりとか、あとは生活面だったり通勤の面でお困りの方がいた場合には就業・生活支援センターというようなところとも連携したり、本当に様々な支援機関の方ともご協力いただきながらチームで就職支援を行っているというところなんです。

ですので、やはり障害のある方が利用されるところが多いんですけれども、企業様のほうに、例えばまだ障害のある方を採用したことがなくて、こういったことを気をつけていったらいいのかということがお分かりでない会社さんなどには、ハローワークのほうからスタッフが訪問をしていろいろご説明をしたりというような活動も行っているところですので、ご紹介させていただきました。

その他の部分で、皆様のお話を聞いて個人的にちょっと感想もあったので併せてお話をさせていただきたいなと思ったんですけれども、高橋委員さんとか早坂委員さんがご自身の体験などもお話をいただきましたけれども、そのお話をお聞きしてちょっと思い出した方がいらっしゃるって。通勤の仕事帰りにお会いする方なんですけれども、やはり多分全盲の方だと思うんですが、白杖を持って一人で歩いていらっしゃる方で、広瀬通から東のほうに抜ける通りで…昔はそんなに広くなかったんですけれども、最近の工事でちょっと拡張されまして広くなったんですが、多分信号の時間ってあまり変わってなくて、すごく短いんですね。

私に通るのでも本当に変わってすぐ動き出してもぎりぎりぐらいというところで、その方とこれまで二、三回お会いしたことがあるんですけども、初めてお会いしたときは、その方が渡り切れていないところでもう赤に変わってしまったんです。私は小走りにその方を追い抜いてしまって、振り返ったときに若い方が後ろからその方を抱えるようにしてサポートして渡り切ったというので、私はすごく恥ずかしい思いをしました。次にお目にかかったときにはご案内するような形で車をちょっとお止めして、手を挙げて待っててくださいねということでサポートできるよにはなっただんですけども、自分自身もなかなかそういう場面ってとっさに動けなかったなという反省がありました。またどのように声を上げたらいいのか分からないんですけども、信号の時間間隔をちょっと変えていただくとかということも、やはり自分事として声を上げていかなければいけないんだなということも、今この場でいろいろな皆様のお話をお聞きして、「我々のできることがある」とさつき会長さんがおっしゃいましたが、そういうことも考えていきたいなというふうに思いました。個人的な感想でした。長くなりましてすみません。

会 長            ありがとうございます。  
                      では、熊谷委員さんお願いいたします。

熊谷委員        家庭福祉会の理事の熊谷でございます。

我々の年代というのは理想と現実のギャップというのを非常に味わってきました。例えば教育環境は必要だ、必要だということはあるんですけども、我々の年代は、大変失礼ですけども、障害者は部屋の片隅にだまして待っていなさいというようなことなんですね。でも、今はもうそうではないんだと。ですから、例えばいろいろな施設を造る場合に、うちのおじいさん、おばあさんはあんな施設造るなと反対していますよね、声を上げて。同居している孫たちはね、その姿を見て、学校では障害者を大切にしましょうという反面、うちに帰るとおじいさん、おばあさんは反対運動をしていると。そのギャップをどういうふうに救出するのかということですね。

その反対運動、施設にも来るんですよ。前は民生委員とか、各町内の役員が先頭になって来ます、反対だと。そういうことで、やはり現実と理想のギャップですね。そうすると、我々のこの条例というのは理想だなと思うんですね。それを現実にするために、やはり先ほど「児童」という言葉で出ましたけれどもね、我々は「児童」とすれば、大体小中学生かなと思うんですね。それが行政側とすれば、いや18歳未満だよとなった場合ね。そうすると、この条例に「児童」と書いた言葉が、一般市民はそう思うかなということですよ。

だから、私からすれば、これは憲法でも何でもありませんからね。やはり市民に理解してもらうためには、できるだけ平易で分かりやすい言葉を使わないとならないのかなと思うんですね。そうしてやらないと、やはりなかなか仏作って魂入れずに

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

なってしまって、本当にもったいないことになるなというふうに思います。

うちのほうに年に数回、付近の小学校でお勉強に来るんですね。ところが、学校長が替わるとやらなくなっちゃいます。今までやってきたことを簡単にもう駄目にしてしまう。これは持続性もなくなってしまうんですね。やはりそういうためにも、いろいろな面でこの行事もずっと引き継いでやるためには、周知してやらないとならないのかなというふうに思っています。

いろいろなことをしゃべりましたけれどもね、そういうことでこの条例が我々、この業界にいる者のバイブルとするためには、やはりいろいろ行政の方にも考えてもらえればありがたいと思います。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。  
それでは、三浦副会長さんにちょっとここで一言いただきたいと思います。

副 会 長 副会長の三浦でございます。  
今まで皆さんのお話を伺ってしまして、この条例が障害がある特別な人のための特別な対応を定めたものではないということで、要するに一人一人違う私たちみんなのためのものなんだということをいかに伝えていくかということが非常に大事なんじゃないかなと思います。障害理解を進めようとして、逆に違いばかりが伝わってしまうということもありますね。だから、そういうことも考えながら、市民の私たち一人一人のことなんだというような受け取り方をしてもらえるような広め方、中身も大事なんですけれども、その広め方が大事なかなというふうに思っておりました。  
以上です。

会 長 ありがとうございます。  
これで、協議事項（2）まで終わりにしたいと思いますが、どなたかご発言の方いらっしゃいますか。全員ご発言いただいたと思います。  
それでは、申し訳ありません、進めたいと思います。

### 協議事項

（3）シンポジウムの開催について

（4）ココロン・カフェについて

会 長 協議事項（3）シンポジウムの開催について並びに協議事項（4）ココロン・カフェについて、併せて事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。  
(小幡課長) 協議事項の（3）シンポジウムの開催及び協議事項の（4）ココロン・カフェの

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

開催につきましてご説明いたします。

まず、資料の4「シンポジウムの開催について」をご覧ください。

今回のシンポジウムにつきましては、1の目的にありますとおり、条例の見直しを進めるに当たりまして障害者差別解消に係る市民の皆様の関心を高め、幅広い理解を得るために開催するものというものでございます。

2の開催日時ですが、12月4日の日曜日14時15分からの予定でございまして、当日、障害者週間行事の1つとして開催する福祉まつりウエルフェア2022の中で、3の開催場所として福祉プラザを会場に開催いたします。

4の今回のシンポジウムのテーマを「共に暮らしやすい社会を考える」といたしまして、5の実施内容として、まず、障害者差別解消条例の見直しの検討状況について、大坂会長から基調講演をいただきます。

その後、パネルディスカッションとして、コーディネーターを大坂会長にお願いし、障害当事者、障害者の権利擁護に携わる支援者の方、障害者雇用を積極的に進めている企業の方、障害理解の教育を進める学校現場の方をパネリストにお迎えし、それぞれの立場からお互いに理解し合いながら暮らしやすい社会をつくることについてお話しいただくこととしております。

シンポジウムにつきましては、参加申込みは不要としておりますので、委員の皆様にも当日、会場まで足をお運びいただけましたら幸いです。

次に、資料の5「ココロン・カフェの開催について（案）」をご覧ください。

ココロン・カフェというのは、条例制定時に障害当事者や市民の皆さんのご意見を幅広く伺うために、障害当事者と障害のない市民が交ざった数人のグループで意見交換をしまして、そのご意見を施策協議会にフィードバックし、条例づくりに生かしてきたというものでございます。

1の目的にありますとおり、今回の条例の見直しに当たりまして、市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めるため、障害の有無にかかわらず広く市民が参加できる意見交換の場として実施いたします。今回は、条例の見直しの中間案に係るパブリックコメントを行っている時期に行うということで、市民の皆様のご意見をいただきたいというふうに考えております。

2の実施日時ですが、1月22日、日曜日14時30分から16時の予定で、3の実施場所、エル・パーク仙台5階セミナーホールということで実施いたします。

4の参加人数ですが、施策協議会からの参加も含めまして50人程度を想定してございます。

5の実施内容ですが、条例見直しの状況に関する仙台市からの説明を行った上で、「障害を『理解する』って何だろう？」というテーマでグループワークを行ってまいります。

6の運営方法としましては、グループのファシリテーターを協議会委員の皆様、もしくは障害企画課の職員とし、7のその他として、参加者への情報保障とか、託児なども実施する予定です。

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

先月、10月29日に1回目のココロン・カフェを開催いたしましたけれども、30人以上の参加者にお集まりいただきましてグループワークを行いました。休憩時間に入っても話が止まらない様子も見受けられまして、盛り上がった会となったところでございます。何人かの協議会委員の皆様にご参加いただきまして、当事者の生の声をお聞きいただけたものと思います。お忙しいところご参加いただきまして、本当にありがとうございました。

1月につきましても、委員の皆様にご参加の上、障害当事者を含む市民の意見を直接聞いていただきまして、条例見直しに生かしていただければ幸いです。

協議事項（3）シンポジウムの開催及び協議事項（4）ココロン・カフェの開催につきまして、ご説明は以上でございます。

会 長                    ありがとうございました。

シンポジウムは安心してください。僕の時間は20分しかないそうですので、ご安心ください。ぜひご参加をお願いいたします。

ココロン・カフェのほうはこの前行かせていただいて、話をさせていただいて、僕とっても楽しい時間を過ごしてきました。いろいろな交流ができてよかったなと思っています。委員の皆様にはぜひご参加いただいて、もっともっと議論を深めることができたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

何かご意見ございますでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

皆さん、参加してくださいね、お願いします。あと、お誘い合わせの上ですよ、お誘い合わせの上、ご参加いただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

何かなければ、よろしいですか。

では、（3）、（4）については以上とさせていただきます。

### （6）その他

会 長                    最後に、次第6、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。早坂委員さん、いかがでしょうか。

早坂委員               みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

ココロン・カフェについて1つ質問ですが、周知はどのようになっているのでしょうか。先日のココロン・カフェ、とてもたくさん参加していてよかったとは思いますが、コミュニケーションというテーマだったのに、聴覚障害者の参加が極端に少なかったのはとても残念だなと感じました。コミュニケーションといっても、聴覚障害者だけではないいろいろな立場の方も関係はあるとは思いますが、もう少しろう者や難聴者の参加もあるとよかったなと感じました。

本日チラシ配布させていただきました。「桜色の風が咲く」という映画なんですけ

れども、全盲ろうの福島智さん、東京大学の教授、福島さんのことを描いた映画で、女優の小雪が主演です。コミュニケーションについてとか、盲ろうについていろいろと感じていただけるといいなと情報提供としてチラシを配らせていただきました。ぜひ劇場に足を運んでいただけたらうれしいです。

以上です。

会 長      ありがとうございます。皆さん、見てみましょうね。僕も見たいなと思いました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですかね。

最後に、私一言だけ、私が18のときに受けた福祉教育について、今66ですから何十年前だか分かりませんが、少しだけお話しします。私、18になって車の免許を取って、当時、自分の父の手伝いをちょっと学生ながらしていて、そのときに「手をつなぐ育成会」の故安彦ひさ子理事長という方がいらっしゃいますけれども、もう亡くなられてね。私は安彦ばんぱとひそかに陰では言っていましたけれども、安彦ばんぱから18のときに福祉教育を受けました。

それは何かというと、安彦先生のおやりになっていた作業所に連れていかれて、箱折りの競争をさせられたんです。圧倒的に私は負けるんです。そこにいた方は知的障害の方たちで箱を作っていたら、「あんだ、これやってみさい」と言われて、「競争だから」と言われてね。そして、安彦先生は目の前にいる障害者の人に「あんだち、丁寧にやるんだよ。この人できないんだから、駄目だよ、一生懸命やって」、安彦先生を知っている方だったらそう言うって分かるでしょう。何を言っていたと18の私は思って、こんなの簡単にやっつけてやると思ったんです。そうしたら、完敗ですよ、どうやっても無理。あちらは手元を見もしないで完璧に折ります。それが、私が受けた福祉教育でした。

その後に安彦先生から「あんだ、どう思った」と聞かれて、ぐうの音も出ないわけですよ。それで僕は、人にはそれぞれ得意不得意がある、いろいろなことのできないというのは一方向だけではないと教わったんですけれども、私はそれは小学校のときに教わりたかったなと思いました。私は勉強ができないと怒られたりしたので、それを知っていると親に歯向かうことができたのにというふうに思って、18の私は思っていたんですけれども、それが福祉教育です。難しいことはありません。お互いに認め合うということの原点だと私は思っています。この条例がそういう条例になればいいなというふうに思って、これからも皆さんと一緒に議論を重ねながらつくっていきたいと思います。長くなりました、申し訳ありません。よろしくお願いたします。

では、事務局にお返ししていきますね。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

事務局

大坂会長，議事進行ありがとうございました。

最後に，事務局より3点ほど事務的なご連絡を申し上げます。

1点目は，本日の議事内容に関することになります。

本日の議事録については，事務局で案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。こちらに修正，ご意見などをいただきまして，事務局で修正作業を行って，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容や資料について，追加のご意見，ご質問などございましたら，机前にお配りしておりますご意見票にて，期限が短くて大変恐縮ですが，11月10日木曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの様式は，後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目は，次回の協議会の日程になります。

委員の皆様へは既に開催のご案内をお送りしておりますが，次回は11月30日水曜日に開催いたします。会場は本日と同じこちらの会場になりますので，よろしくお願いたします。

3点目は，基礎調査のヒアリング調査の件になります。申し訳ございませんが，こちらは臨時委員以外の委員の皆様へのご連絡事項となります。委員の皆様には，10月下旬にお知らせしておりますが，来年度の仙台市障害者保健福祉計画の策定に向けたヒアリング調査を令和4年12月から令和5年2月にかけて実施いたしますので，こちらに可能な範囲でご参加をお願いしたいと存じます。お忙しいところ恐れ入りますが，お送りしておりました日程調整表につきまして，11月24日木曜日までにご提出をお願いできればと思います。

よろしくお願いたします。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは，以上をもちまして令和4年度第6回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中，ご出席，ご議論いただきまして，誠にありがとうございました。

署名人

寺田清伸



印